

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立学校使用条例 第8条		
例 規 番 号	昭和27年条例第9号		
【根拠条文】 第8条 次の各号に該当する場合は使用料の全額又は一部を減免することができる。減免の額については委員会が別に定めるものとする。 (1) 公用又は公益を目的とするもの (2) 社会教育法第10条に該当すると認められる社会教育関係の団体 (3) 軽易なる使用 (4) 前各号のほか委員会において特に本市の教育、学術、文化、体育の振興のために使用するものであると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立学校使用条例施行細則第6条の規定による。 第6条 次の場合は前条の規定にかかわらず使用料金を免除することができる。 (1) 芦屋市立の学校幼稚園図書館等の主催する教育活動の場合 (2) 教職員組合又は社会教育関係団体の教育活動の場合 (3) その他明かに上記に類するものと認めた場合			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日